



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

勝負所

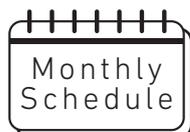
去る8月11日にパリオリンピックが閉幕しました。前回の東京大会は自国開催ということもあり、コロナ禍中であったものの開幕前から注目が高かったのですが、今回はいつの間にか始まっていたという印象で開幕前の盛り上がりはいま一つだったように思います。しかし開幕すると日本人選手は連日のメダルラッシュで注目度は爆上がり、最終的に過去最多の20個の金メダルを獲得するなど大活躍しました。また今大会は、お家芸である柔道や体操での活躍だけでなく、かつてのお家芸であった男子レスリングや、フェンシング、やり投げなど日本人に不利とされてきた競技、スケートボード、ブレイキンといったいわゆるアーバンスポーツなど、多種多様な競技で金メダルを獲得したのも印象的でした。このような結果を残したのも、まずは各競技団体が底辺拡大のための普及活動に努力し、環境整備に尽力されてきたのが大きいかと思います。それに加え、SNSやYouTubeなどの動画サイトが身近になり、それぞれの競技の魅力を効果的に伝えられるようになったのも、普及活動の後押しになっているようにも感じております。更に身体能力の高い若い選手を国全体で育成し、より適性のある競技に転身させるなどの取り組みも行っていると聞いております。

さてオリンピックを観戦してメダル獲得するような選手は、身体能力や競技スキルに優れているのはもちろん、何と言っても「勝負所」を良く分かっているなということを改めて感じました。競技開始から決して攻め急ぐことなく守りを固めながら準備をし、勝負所となったら畳みかけるように攻撃し、一気に決着をつける。その様は何度見ても痛快そのものです。恐らくオリ

ピックに出場する選手は皆それを分かって臨んでいるかと思いますが、ではメダルを獲得する選手と何が違うのでしょうか？

今回のオリンピック競技ではありませんが、野球では一流打者とそうでない打者との違いを専門家は「一流打者は2ストライク取られるまでは、自分が打てるボールが来なければ見逃し、来たら一発で仕留めヒットにする。2ストライク後からはストライクゾーンにボールが来たら、とにかくバットに当てるようにスイングする。」と言っております。そのためには「まず自分がどういう打者で相手投手がどう投げってくるか事前に分析し、狙い球を絞ること。そして狙い球は確実にヒットに出来るよう普段から練習すること。また2ストライクで追い込まれた時のことを想定して、バットに当てる練習をすること。」が重要とのこと。つまり自己分析、相手分析を的確に行い、自分の勝負できるポイントを見つけ出し、そこで確実に結果を残すよう、更に難しい状況も想定し何とか食らいつけるよう準備することかと思えます。

ビジネスの世界でも「勝負所」は存在します。そもそもの勝負所を見誤ったり、勝負所で決めきれぬ力が無い、勝負所で攻められず勝機を逸してしまったりすると、事業が大きく傾く可能性すらあります。その勝負所も自身のビジネスだけに目を向けていれば良い訳ではなく、世間全体の動向や法務、労務、税務などの法律はどうなっているのかをしっかりとリサーチする必要があります。とはいえ事業者一人でその情報を集めるのも限界がありますので、当事務所を始めとした専門家を積極的に利用して頂ければと思います。



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 1月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、9月末までに中間納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思えますので、9月末までに納付の対応をお願い致します。

納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。



税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

1 令和5年の所得をベースに定額減税しきれないと見込まれる方に対して、7月よりお住いの自治体から調整給付のための書類の送付が始まりました。

調整給付については、書類が送付された方は記載された金額が原則受給でき、かつ令和6年の所得が増えたとしても返還する必要はありません（逆に所得が減った場合は令和7年に追加で支給予定とのことです）。

この**調整給付を受けるには申請が必要**です。書類に記載されている期限までに申請を行って下さい。

ご不明な点がある場合は、お住いの自治体にてご確認下さい。

2 人手不足に悩む中小企業の皆様に対して、売上拡大や生産性向上を後押しするため「中小企業省力化投資補助金」について、中小企業庁より案内がありました。

本補助金は、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、カタログから選ぶ形で簡易かつ即効性のある省力化投資を促進し、中小企業の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的としています。



補助金HP



One Point Study

経営者にとって身近な税務をサクッと解説します

中小企業倒産防止共済

令和6年10月1日より「中小企業倒産防止共済制度」について税制改正がされましたので改めてご説明をさせていただきます。

中小企業倒産防止共済とは……

取引先が突然倒産……。そんなもしもに備える安心のセーフティネットです。

- ①制度の概要：取引先企業が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲（最大8,000万円）で回収困難な売掛債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられる共済制度。
- ②加入資格：製造業、建設業、運輸業等の場合、資本金額3億円以下又は従業員300人以下。
卸売業の場合、資本金額1億円以下又は100人以下。
サービス業の場合、資本金額5千万円以下又は、100人以下。
- ③掛金月額：5,000円から200,000円までの範囲内（5,000円刻み）で自由に選べます。

メリット

- ・掛金を損金計上、又は必要経費に出来る。
❗**今回の改正に関係あり**
(下記『改正内容と留意点』を参照)
- ・取引先が倒産した場合、すぐに借入可能。
- ・取引先が倒産していなくても、無担保、無保証で借入可能。
- ・加入後に増減額も可能。
(減額は一定要件必要)
- ・解約した場合でも手当金を受け取れる。

デメリット

- ・起業後1年以上経ってないと、加入できない。
※現在の事業を法人成り、法人から事業引継ぎをした場合は加入可能
- ・掛金納付月数が12ヶ月未満だと掛け捨てになる。
- ・掛金納付月数が40ヵ月以下だと元本割れになる。
- ・解約手当金は課税対象になる。
- ・借入は実質的に有利子で、利息分が掛金総額から控除される。

改正内容と留意点

令和6年10月1日からの改正では、**中小企業倒産防止共済法の共済契約を解約し、再度契約を締結した場合において、その解約した日から2年を経過するまでの間に支出した掛金について法人課税上、損金算入ができない（個人事業の場合は、必要経費算入ができない）**こととされます。

想定されるケースとしては令和6年11月まで利益が出ていて、通常通り掛金を積み立てていたが、翌月資金繰りが苦しくなり契約を解除。その後、再契約をする場合には解除日から2年を経過するまで（今回のケースでは令和8年12月）に支出する掛金については、損金算入することが出来ません。

令和6年10月以降に解約の予定があり、すぐ再契約をしようと検討されている場合にはご注意ください。

まとめ

倒産防止共済制度は、経営者にとって非常に効果的なリスク管理手段であり節税ツールでもあります。自社の状況やニーズに応じて、適切な掛金の設定や制度の利用を検討することが重要です。そのためには常に最新の情報を確認し、より効果的に倒産リスクに備えつつ節税対策を検討していきましょう。

ご不明点や詳細をご確認されたい方は当事務所までご連絡ください。

Introduction

当事務所のお客様をご紹介します

Studio Kacet

代表 鶴田健吾

<https://www.studio-kacet.com/>



広告・アパレル・商品撮影・舞台・ライブ撮影など幅広く活動しております。ストロボライティングで撮影するスタイルを特に得意としており、2022年からは自身の写真スタジオの運営を始めました。お宮参り七五三などの記念撮影をはじめ、広告撮影で培った技術を活かした宣材・プロフィール写真の撮影、また出張撮影も承っておりますので、会社 HP 掲載の写真をより魅力的なものにしたい！ などご検討されている方、ぜひご相談ください。



※掲載ご希望の方は加納までご連絡下さい。

News

事務所の最新ニュースをお伝えします

10月から弥生会計の「記帳代行用ツール」サービスを開始する予定です。

こちらのサービスは**仕訳入力に必要なデータの取得や情報の共有を行えるようになるためのツール**です。これにより「記帳代行用ツール」に登録をした金融機関・クレジットカード・電子マネーの明細・タブレットPOSレジ等の売上データなどは会計事務所の**会計ソフトと自動的に連携**されます。つまり記帳代行を当事務所にご依頼されているお客様が、従来は郵送又はメールで当事務所にお送り頂いていた仕訳日記帳、通帳コピー及びクレジットカードの明細などの書類の取りまとめや送付が基本不要となります。

料金はシステム利用料として月1,000円(消費税別)頂戴する予定ですが、**先着10事業者に限り、1年間月額利用料を無料**とさせていただきます。

導入、又はサービス内容のご確認をご希望のお客様は、お早めに当事務所までご連絡下さい。



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>

